

山口県報

令和3年
3月30日
(火曜日)

目次

○教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則……………三

学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………四

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………四

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則……………四

○教委訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………五

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………五

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令……………六

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………六



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

「第二節 分課（第十一条）
第三節 課及び室の分掌事務（第十二条―第十四条）
第四節 役付職員等（第十五条―第十七条）
第五節 職員の駐在（第十八条―第三十五条）」
を

「第二節 本庁
第一款 分課（第十一条）
第二款 課及び室の分掌事務（第十二条―第十四条）
第三款 役付職員等（第十五条―第十七条）
第四款 職員の駐在（第十八条）」
に改める。

「第三節 出先機関
第一款 名称、位置、所掌事務等（第十九条―第二十三条）
第二款 その他の役付職員等（第二十四条・第二十五条）」
第三条第一号中「事務局」の下に「で、第十一条の規定により設置する課及び室」を加え、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 出先機関 法第十七条第一項の規定により設置された事務局で、第十九条の規定により設置する乳幼児の育ちと学び支援センターをいう。

第十条を次のように改める。
（教育庁の構成）
第十条 教育庁は、本庁及び出先機関をもつて構成する。
「第二節 分課」を削る。

「第三節 課及び室の分掌事務」を削る。
第十二条の前に次の款名を付する。

第二款 課及び室の分掌事務
第十二条の表義務教育課の項第四号中「幼稚園、」を削り、同項第六号中「幼稚園、」及び「園長、」を削り、同項第七号中「幼稚園、」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

「第三節 分課」を削る。
第十二条の前に次の款名を付する。

第二款 課及び室の分掌事務

第十二条の表義務教育課の項第四号中「幼稚園、」を削り、同項第六号中「幼稚園、」及び「園長、」を削り、同項第七号中「幼稚園、」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 乳幼児の育ちと学び支援センターに関すること。

「第四節 役付職員等」を削る。
第十五条の前に次の款名を付する。

第三款 役付職員等

「第五節 職員の駐在」を削る。

第十八条の前に次の款名を付する。

第四款 職員の駐在

第十九条から第三十五条までを削る。

第三章に次の一節を加える。

第三節 出先機関

第一款 名称、位置、所掌事務等

(設置)

第十九条 教育庁の事務を分掌させるため、乳幼児の育ちと学び支援センターを置く。

(名称及び位置)

第二十条 乳幼児の育ちと学び支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県乳幼児の育ちと学び支援センター	山 口 市

(分課)

第二十一条 山口県乳幼児の育ちと学び支援センター(第二十三条において「乳幼児の育ちと学び支援センター」という。)に次の課及び部を置く。

総務課

研修部

支援部

調査研究部

(分掌事務)

第二十二条 課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・部	分 掌 事 務
総務課	一 庶務に関すること。 二 市町立の幼稚園の設置廃止等に関すること。 三 幼稚園教諭免許法認定講習に関すること。

四 他の部の所管に属しない事項に関すること。

乳幼児期の教育及び保育(以下この表において「乳幼児期教育等」という。)に関する研修に関すること。

一 乳幼児期教育等に関する助言に関すること。

二 幼稚園及び認定こども園の教育課程に関すること。

三 乳幼児期教育等に関する情報の収集及び提供に関すること。

乳幼児期教育等に関する調査研究に関すること。

(役付職員)

第二十三条 乳幼児の育ちと学び支援センターに所長及び次長を、課に課長を、部に部長を置く。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、乳幼児の育ちと学び支援センターの部に主査を置くことができる。

3 前二項に規定する役付職員は、指導主事又は事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

第二款 その他の役付職員等

(その他の役付職員)

第二十四条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、出先機関に主任又は主任主事を置くことができる。

2 前項に規定する役付職員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

(その他)

第二十五条 出先機関の長は、別に定めがある場合を除くほか、教育長の承認を受けて、当該出先機関の運営について必要な事項を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十六条から第三十五条まで 削除

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分の次に次のように加える。

― 出 先 機 関 所長、次長、部長、課長、主査、主任、主任主事 ―

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項の次に次のように加える。

関機先出			
課	部	次	所
長	長	長	長
上司の命を受けて課の事務を掌理する。	上司の命を受けて部の事務を掌理する。	所長をたすけ、上司の命を受けて所の事務を整理する。	上司の命を受けて当該出先機関の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる学校職員」の下に「及び条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十条中「第二条第一項及び第三項、第三条から第六条まで、第八条並びに」を「第

二条、第五条から第八条まで、第十条及び」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一号とし、第八条を第十号とする。
第七条に次の一項を加える。

3 条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員についての前二項の規定の適用については、第一項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」と、前項第一号中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」とする。

第七条を第九条とし、第三条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。
（勤務することを要しない時間の指定）

第三条 条例第三条の三第一項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、校長が行うものとする。

第四条 条例第三条の三第二項の規定による勤務することを要しない時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に改め、同条第三号中「の長及び」を「及び出先機関の長並びに」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 出先機関 組織規則第三条第二号に規定する出先機関をいう。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「海城中簿加印」を「海城中簿加印」に、「所屬加印」を「所属長」に改める。

附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十一号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成八年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「㊦」を削り、「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十二号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立西市高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

第四条中「。」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

目次中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校」に改める。

第一条中「以下「本庁」という。」を「乳幼児の育ちと学び支援センターを除く。

以下「本庁」という。）、乳幼児の育ちと学び支援センター」に改める。

第三条中「。」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター」を加える。

第四条第一項中「。」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター」を加え、同条

第三項及び第四項中「課長」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加え

る。

第四条の三中「保管する」の下に「乳幼児の育ちと学び支援センター若しくは」を加

える。

第四条の四中「課長」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

第二十三条第一項を次のように改める。

次に掲げる文書を発送しようとするときは、当該文書に公印を押すものとする。

一 法令、条例、規則その他の規程により公印を押さなければならぬ文書

二 行政処分に関する文書その他の権利義務に関する文書

三 事実証明に関する文書（軽易なものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、公印を押す必要があると認められる文書

第二十五条中「記入し、押印しておかなければ」を「記入しなれば」に改める。

第三章の章名中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校」に改める。

第三十六条第一項中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校」に改

め、同条第二項中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター所長及び学校」に改め

る。

別記第一号様式中「」を「」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会公印規程（昭和三十一年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

第六条第一項中「。」の下に「又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加

え、同条第二項中「課長」の下に「又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加

える。

第七条第一項中「課長」の下に「又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加

える。

別表に次のように加える。

乳幼児の育ちと学び支援センター所長印	山口県乳幼児の育ちと学び支援センター所長之印	二一	一	乳幼児の育ちと学び支援センター所長
乳幼児の育ちと学び支援センター出納員印	山口県乳幼児の育ちと学び支援センター出納員	二〇	一	乳幼児の育ちと学び支援センター出納員

別記第一号様式中「」を削る。

別記第二号様式から別記第五号様式までの規定中「」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第五号

庁 中 一 般
学 校 を 除 く 各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

第四条中「」の長の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

別記第一号様式の表中「齋」を「齋」に改め、同様式の裏中「㊦」を削り、「齋」を「齋」に改める。

別記第三号様式の二中「齋」を「齋」に改める。

別記第三号様式の三から別記第五号様式まで及び別記第七号様式中「㊦」を削る。

別記第十号様式中「齋」を「齋」に改める。

別記第十一号様式の表中「齋」を「齋」に改め、同様式の裏中「齋」を「齋」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第六号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員倫理規程（平成十二年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

第一条中「教育機関」を「出先機関並びに同条第三号に規定する教育機関」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日印刷
令和三年三月三十日発行

発行人 山口県知事
山口県庁

山口県教育委員会訓令第七号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

第一条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に改める。

第二条第一号中「教育機関」を「出先機関（以下「出先機関」という。）並びに同条第三号に規定する教育機関」に改め、同条第三号中「及び」の下に「出先機関並びに」を加える。

第十二条第三項中「学校保健法第十六条第一項」を「学校保健安全法第二十三条第一項」に改める。

第十四条第二項中「十三人」を「十二人」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。